

子ども医療費助成制度

猿払村では、お子さんが病気やけがなどで医療機関を受診した際に窓口で支払う医療費の一部を助成しています。

■ 助成対象となる対象者・年齢

猿払村にお住まいで、健康保険に加入している0歳から**18歳**（18歳に達する日以降の最初の3月31日）までのお子さんが対象です。（※保護者の所得制限はありません。）
※猿払村から転出された場合、助成対象外となります。転出される自治体窓口にて改めて申請の手続きを行うようご注意ください。

■ 助成の方法

『子ども医療費受給者証』（以下、「受給者証」という。）を医療機関の窓口で提示していただくと、窓口での自己負担額が以下のとおりとなります。

（自己負担額は、ひと月の上限額があり、上限額を超えた場合、超えた額を村が給付します。）

所得区分	期間	自己負担額
村民税 非課税世帯	0歳 から 18歳 の最初の3月31日 まで (高校卒業まで)	医科580円 } 初診時のみ 歯科510円 } 調剤/再診時0円
課税世帯 (一般所得者 及び 上位所得者)	0歳 から 3歳の誕生日の月末 まで	医科580円 } 初診時のみ 歯科510円 } 調剤/再診時0円
	3歳の誕生日の翌月 から 6歳の最初の3月31日 まで (保育所卒園まで)	医療費の1割
	6歳の4月1日 から (小学校入学) 18歳 の最初の3月31日 まで (高校卒業まで)	医療費の1割 (※歯科外来は助成対象外)

⚠ 以下のものは**助成対象となりません**ので、ご注意ください。

- ・ 予防注射、健康診断の費用、文書料
- ・ 入院時の食事負担額、差額ベッド代、個室料、おむつ代、薬の容器代など



■ 申請方法

以下の①～⑤の場合、猿払村保健福祉総合センターにて申請をしていただく必要があります。
認定された方に『受給者証』をお渡しします。

- ①お子さんが生まれた場合
- ②転入した場合
- ③氏名や住所に変更があった場合
- ④加入している健康保険が変更になった場合（例：国民健康保険から協会けんぽ等へ異動）
- ⑤母子・父子家庭や生活保護になった場合



【申請に必要なもの（①・②の場合）】

印鑑 / お子さんの保険証 / 世帯主の保険証

※②の場合は上記の二つに加え、ご家族のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード等）が必要となります。



■ 受給者証の更新

毎年の所得に応じて一部負担の金額が変わるため、毎年6月に所得の確認を行い、7月中に受給者証の更新を行います。

また、上記更新のほか、助成内容が変わる「小学校・中学校への入学」の際にも、毎年3月下旬頃に受給者証の更新が必要となります。

（※対象となるご家庭に対しては、猿払村より別途ご案内いたします。）

■ 受診の際、受給者証を忘れた場合など

医療機関を受診した際に受給者証を忘れたり、助成制度の対応ができない医療機関を受診した場合、償還払い(※)が可能です。

※「償還払い」とは・・・

医療機関の窓口で提示された自己負担額を一度お支払いいただき、支払い時の領収書と印鑑、通帳など振り込み先のわかるものを猿払村保健福祉総合センターへご持参ください。受給者負担分を除いた額を、後日指定の口座へ振り込みます。

ただし、領収書による有効期限は医療機関受診後から2年間です。2年を過ぎた場合は助成ができませんのでご注意ください。

子ども医療に関するお問い合わせ
お困りごとやご相談は以下まで

猿払村 保健福祉課 国保介護係
猿払村鬼志別北町28番地 猿払村保健福祉総合センター内
電話 : 01635-2-2040 FAX : 01635-2-2075